

令和2年4月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	75												75
問い合わせ	4												4
要望	0												0
計	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79
(前年度計)	(72)	(72)	(60)	(69)	(66)	(84)	(83)	(66)	(65)	(62)	(60)	(59)	(818)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	10												10
(前年度)	(7)	(4)	(4)	(2)	(3)	(5)	(1)	(5)	(1)	(8)	(7)	(1)	(48)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	3												3
20歳代	3												3
30歳代	7												7
40歳代	15												15
50歳代	12												12
60歳代	16												16
70歳以上	20												20
その他・不明	3												3
計	79	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	79

今月の相談事例

注文していないマスクが届いた。別の荷物が届く予定だったのでうっかり箱を開けてしまったら100枚入っていた。マスクのみで納品書や請求書は入っていない。送り主の電話番号が記載されていたのでかけると、留守番電話機能になっていた。名前や電話番号を告げて、注文していないので折り返しの電話がほしいとメッセージを入れた。しかし、電話がないので再度かけてみたら、プチッと切れてしまった。どうしたらよいか。

センターからのアドバイス

注文していない商品を送り付ける「送り付け商法」と言います。新型コロナウイルス感染予防でマスクの着用が要望されているため、マスクの品不足に便乗して送り付け、受け取ったことで支払い義務があると消費者に勘違いさせて、支払わせようとする手口です。売買契約は成立していませんので支払う義務はありません。届いた日から14日間が経過すれば、自由に処分しても構いません。マスクの他に消毒液などの送り付けもあります。慌てて業者に連絡したり、代金を支払ったりせず、使用しないで保管しておきましょう。